

教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に資する教員採用段階における取組に関する調査について結果を取りまとめましたので通知します。【新規】

2 教 教 人 第 32 号
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

中 野 理 美
(公 印 省 略)

教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に資する
教員採用段階における取組に関する調査結果について (通知)

各教育委員会におかれては、教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に向けて御尽力いただいていることと存じますが、文部科学省においても、児童生徒等を守り育てる立場にある教員が児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことは、断じてあってはならないことであると考えており、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)等を踏まえ、わいせつ行為を行った教員への厳正な対応を進めています。

その対応の一環として、「官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について(依頼)」(令和 2 年 10 月 30 日付け教教人第 28 号、総合教育政策局教育人材政策課長・高等教育局私学部私学行政課長通知。以下「10 月 30 日付け通知」という。)において、官報情報検索ツールの適切な活用について、改めて依頼するとともに、教員採用における留意事項などを示したところです。

今般、各教育委員会の御協力の下、教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に資する教員採用段階における取組に関する調査の結果及び効果的な取組等について、別紙 1 のとおり取りまとめました。

また、採用関係書類において過去の懲戒処分歴や懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めている区市の採用関係書類の様式例を別紙 2 とおり示しますので、今後の教員採用試験における採用関係書類の作成に当たって参考としてください。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、これらを参考に、教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止及び適切な教員採用に引き続き取り組まれるようお願いいたします。

(別紙)

別紙 1 教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に資する採用段階における取組に関する調査【結果】

別紙 2 各区市における採用関係書類の様式例

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電話：03-5253-4111 (内線 3968)

E-mail：kyoikujinzai@mext.go.jp

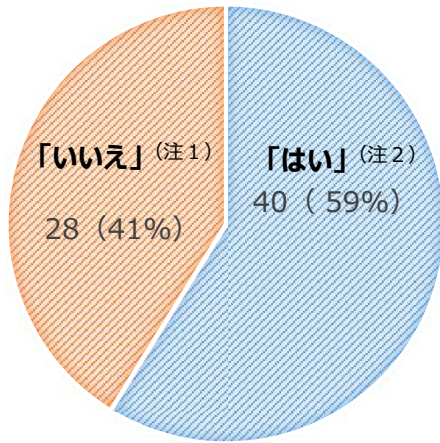
教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に資する 採用段階における取組に関する調査【結果①】

別紙 1

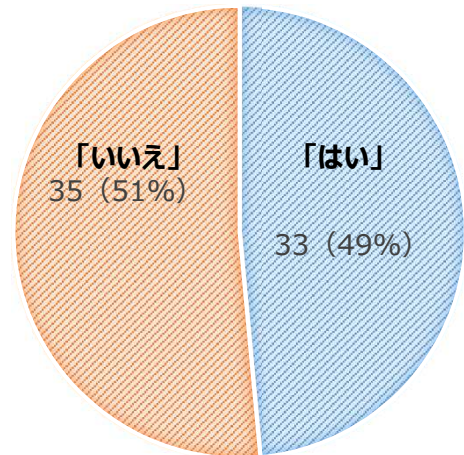
※ 調査対象:都道府県 (47)・指定都市 (20) 教育委員会、豊能地区教職員人事協議会 (以下「県市」という。)

1. 採用関係書類に係る取組

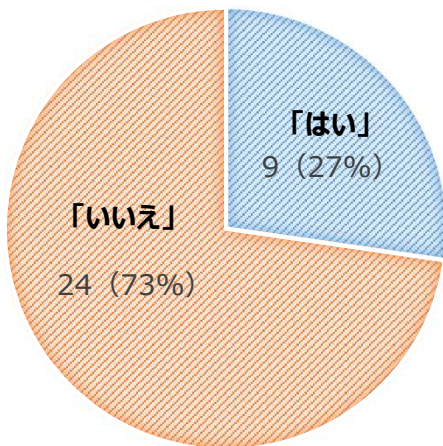
① 令和2年度教員採用試験に係る採用関係書類に賞罰欄を設けていますか。



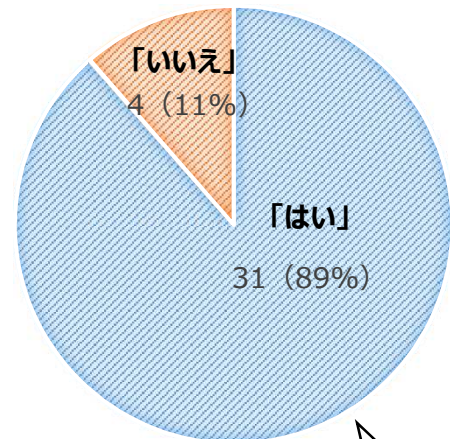
② 令和2年度教員採用試験に係る採用関係書類において懲戒処分歴について明記を求めていますか。



③ 懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めていますか。
例) わいせつ行為、酒気帯び運転など



④ 10月30日付け通知等を踏まえ、今後、採用関係書類において懲戒処分歴の明記を求めることを検討する予定はありますか。

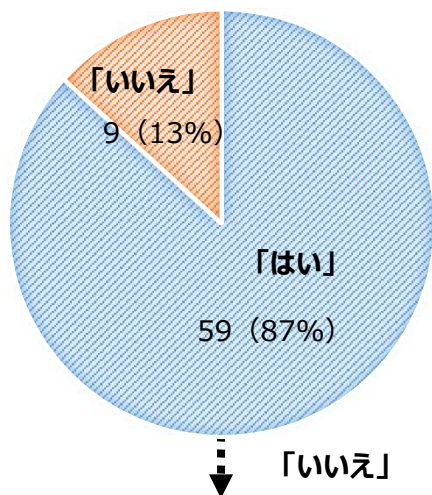


- ◆ 採用関係書類において、懲戒処分歴の明記を求めることを検討する予定と回答した県市の検討スケジュール
 - 令和4年度教員採用選考試験（令和3年度実施）からの導入に向けて検討：11県市
 - 明確な導入時期は未定：20県市
- ◆ 採用関係書類において、懲戒処分歴の明記を求めることを検討する予定はないと回答した県市が挙げた理由
 - 退職理由については、本人に確認をするとともに、過去に勤務していた教育委員会に退職理由等を確認しているため、採用関係書類で明記を求める必要がない。

(注1) 「いいえ」と回答した県市には、刑事罰や懲戒処分歴について記入を求めているもの入賞歴等について記入を求めている3県市を含む。
(注2) 「賞罰欄」との名称ではないが、採用関係書類において賞罰を記入する欄が設けられている場合には、「はい」として集計している。

2. 他の教育委員会からの照会に係る対応

- ① 他の教育委員会から、貴教育委員会が以前採用していた者の懲戒処分歴について照会があった場合、児童生徒等へのわいせつ行為など具体的な懲戒処分の内容を回答しますか。



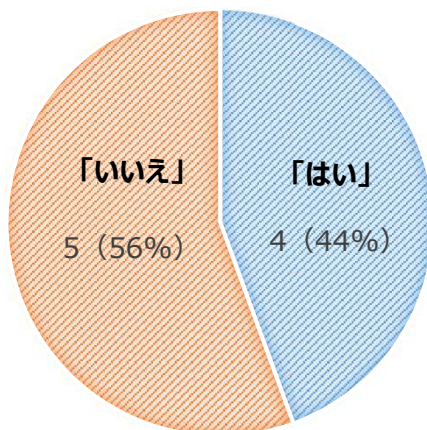
② 照会に回答する場合の回答内容

- 既に報道発表済みの情報など限定的に回答する。(46県市)
- 他の教育委員会における人事の適正化のため、具体的な懲戒処分の内容とその処分理由について回答する。

③ 照会に回答できない場合の理由

- 個人に関する情報であり、情報提供することは難しいと考えられるため。

- ④ 10月30日付け通知等を踏まえて、対応方針の見直しを検討する予定はありますか。



⑤ 他の教育委員会からの照会に対する対応方針の見直しを検討する予定と回答した県市の検討スケジュール

- 対応方針の見直し時期は未定(4県市)

3. 教員による児童生徒等に対するわいせつ行為を防ぐためのその他の取組について

I 養成段階における特徴的な取組

- 教職課程を有する県内の大学に対し、コンプライアンス意識を高めるための授業実施を依頼しており、授業内容によっては教育委員会の職員が講師として授業を実施する。

II 教員採用選考試験における特徴的な取組

- 採用関係書類において学歴、職歴欄に空白期間がないように記入を求めるとともに、空白期間がある場合には面接等を通じて空白期間の詳細を確認している。
- 採用希望者の経歴を確認し、特に年度途中退職の場合にはその理由について質問をしている。
- 個人面接において具体的な処分事例をもとにした質疑を実施している。
- 臨床心理士、教育委員、PTA役員等の第三者を面接官に起用し多面的に評価をしている。

III 教員採用選考試験合格後における特徴的な取組

- 採用内定者向けの説明会において、具体的な処分事例を取り扱っており、サービス規律やコンプライアンスの遵守について周知している。

採用関係書類の賞罰欄において、刑事罰に加えて、懲戒処分歴及び原因となった具体的な理由についても明示的に記入を求めている様式例

◆ 令和3年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験 受験願書（抜粋）

刑罰・処分歴	有無	年月日	刑罰・処分の内容
	有・無		

- ※ 注意 ④ **刑罰・処分歴の有・無のどちらかを必ず○で囲み**、「有」の場合は、判決確定年月日又は処分年月日とその内容を記入すること。
 なお、刑罰は、罰金刑以上（道路交通法違反を除く）のものとし、また、処分歴は、懲戒処分及び分限処分（例：飲酒運転、体罰及びセクハラなど）の内容を記載すること。
 ⑤ この受験願書に、故意による虚偽の記載をした場合、記載内容の秘匿があった場合などにおいては、採用内定を取り消すことがある。

◆ 令和3年度福井県公立学校教員採用選考試験 志願書及び記入上の注意（抜粋）

(15) 賞罰 (虚偽記載があった場合採用内定の取り消しまたは採用後であれば懲戒処分を行うことがあります)	無・有	年月日（西暦で記入）	内容

14 (15) の賞罰については、有の場合は該当年月日とその内容について、わかりやすく記入すること。なお、複数ある場合は改行し、1行に1つの内容を記入すること。（※「賞」は国際レベルの大会での入賞や全国レベルの大会での優勝か準優勝。「罰」は罰金刑以上の刑事罰および懲戒処分。）

◆ 令和3年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験 自己PRシート（抜粋）

表彰歴（教職にかかると限る）、 <u>懲罰・処分歴</u>		
あり・なし	ありの場合、 <u>時期及び内容</u>	
	年 月	
また、 <u>虚偽の記入があった場合は合格が取り消されること及び令和3年度福岡市立学校教員採用候補者名簿から削除されることについて了承します。</u>		
年 月 日 （署名） 氏 名		

採用関係書類において懲戒処分歴を記入する欄を独立して設けている様式例

◆ 令和3年度熊本県公立学校教員採用選考考査 志願書（抜粋）

<p>【懲戒処分歴】国家公務員法・地方公務員法に基づく懲戒の処分歴について懲戒の処分歴の有無（有・無）※どちらかを○で囲むこと</p> <p>「有」の場合は、<u>処分を受けた時期及びその内容を全て記入すること</u></p>

- 記載事項が事実と異なっている場合は、受考を認めない、又は合格を取り消すことがある。